

「2」自立へのホップ2
「意義のある施策に集中した基礎自治体づくり」

地域の課題は「高齢化・少子化
環境保全、教育振興、経済活性化
国際化など」多くのものが山積し
ており、これらの課題を一つひとつ
迅速に解決していくことが求め
られています。中でも重要かつ緊
急な課題は、近時の各種住民ア
ンケート調査からも子育て世帯の
所得が伸び悩み、家計負担を重く
していること等から「子育て支援
交通対策など」が強く要望されて
おります。

このような中、今年度は「子育
てと教育及び高齢化」への対策を
重点として選択し、意義ある施策
を集中的に行うことにしております。
この対策は将来にわたつての
経費的な経費の増加となりますが、
今後も創意工夫と各種の改革の展
開により財源確保を図っていきたく
いと考えておりますので、深いこ
理解をお願いいたします。また少子高
齢化に対応できるように「おしい
ちゃん・おばあちゃん呼び寄せ運
動」(仮称)や「オーイ帰って来
いよ!運動」(仮称)など老若世
帯の移住対策も検討してまいります。

「3」地域活性化のため
の「地」の促進



基幹産業の一つ、家具・木工産業

地域間格差、地域内格差の是正
が強く求められています。今こ
そ、地域にある力を発揮し、地域
の活性化のために自らの工夫と実
践が必要であると考えています。
このため「地域力」「地産地消」
「地元発注」の3つの「地」の促
進を図って格差の解消に努め、
「知力と地力」を生かした地域活
性を促進させます。

(1) 「地域力」の促進

住民一人ひとりが住んでいる地
域に誇りを持ち、持っている力を
十分に発揮できる体制づくりが大
きな課題であります。中心市街地
から離れた第一、第二、第三、西
部地区には自治振興会が設立され
ており、行政と住民を繋ぐ機能が
十分に発揮でき、かつパートナー
として連携できるように努めます。

また以下に掲げる地域内の自治活
動を奨励します。
ア、高齢者が不安なく暮らせる支
援活動
イ、次代を担う子どもの育成支援
活動
ウ、写真の町にふさわしい景観向
上活動
エ、人々の暮らしに大切な水環境
保全活動
オ、交通安全・防犯の推進活動
カ、お互いに顔が見える挨拶運動
及び交流活動
キ、行政とともに進める地域づく
り活動
ク、ごみ削減化の運動
ケ、交通体系の検討と充実
コ、調和ある混住化社会の推進
(地域協定)
サ、地域開発の推進(新築地区な
ど)
更に、次の4項目についても推
進してまいります。
①行政区の再編
地域自治区域内においては高齢
化傾向が著しく、一定の活動を展
開していくためには細分化されて
いる行政区のあり方について、自
治振興会を核としてともに検討し、
時代に即応できる体制への再編を
推進します。併せて行政区交付金
(中心市街地を除く)についても
自治振興会へ統合交付することを
検討してまいります。

②地域巡回訪問の促進
職員一人ひとりが広く住民自治
に関心を持ち、職員が地域の人々
と問題点を共有し、解決に向けて
迅速に対応することができるよう
に管理職の地域巡回訪問を促進し
ていきます。また小職を始め副町
長も積極的に訪問し意見交換がで
きるように努めます。
③自治活動と行政の役割分担
議会からもご提言のありました
自治基本条例の制定に関しては、
理想とする自治の姿を明文化する
ことを先行させることが良いのか、
あるいは一定の活動成果が見え始
めた時に明文化することが良いのか
を検討していく必要があると考え
ています。地方分権が一段と進行
する中で、最も大切なことは「地
域のことは地域で考え、実行する
仕組み」であります。本町では数
年前から地域自治のあり方、地域
の自立した行動を目指して自治振
興会の設立が行われてきておりま
す。コミュニティ活動の活性化
は、町や地域が自立して行く上で
最も重要な活動であると思えます。
この活動がより成熟して行く中で、
住民が中心となり行政も参加し自
治の役割分担などを定める自治基
本条例の検討がなされていくこと
が良いと考えています。
現在、自治を振興する上で大切
な条例等として「東川町民憲章」



コンサドーレ旭川・佐藤監督就任あいさつに
来庁(2月8日)

農業委員会とも連携し、地域農
業者との協定の下、農家離農跡地
の利活用など定住者の拡大を目指
します。またコンサドーレ旭川
(U-15)の練習場が本町に設置
されておりますが、監督やコーチ
などの定住が促進されるように取
り組みます。また写真の町関連の

事業所の誘致やフォトツアー等の
誘致の推進に努めます。

(2) 「地産地消」の促進

本町には「農業、木工・クラフ
ト業、観光業」の3つの素晴らしい
産業がバランス良く構成されて
います。特に観光産業は他の分野
の産業にも大きく貢献することか
ら振興を図っていく必要があると
考えています。本町を訪問する多
くの人々に素晴らしい産業を伝え
るため尚一層の地産地消に努めま
す。

- ア、学校給食(地元産の農産物)
での活用
- イ、各種会議(東川町での加工品)
での活用
- ウ、備品(家具、クラフト)とし
での活用

(3) 「地元発注」の促進

近時、工事の発注は特別の事情
がある場合の指名競争入札や随意
契約を除き、一般競争入札による
ものへの移行が進められています。
しかし地元業者への発注は雇用の
確保、定住者の確保、地域消費の
拡大など地元経済、町の活性化に
大きく貢献しています。

現在、工事設計金額の算出に当
たっては公共工事積算基準に準じ
算出していますが、この算定方式
は広く一般競争入札を前提とした



町内農家の野菜直売が大人気(昨年9月1日、くらし
楽しくフェスティバル)

ものと考えられますので、一部を
独自に見直し、指名競争入札によ
り地元発注の促進に努めます。

「4」行財政改革の推進

平成17年度に定めた東川町新行
財政改革大綱(以下「集中改革プ
ラン」という。)の内容の具現化
を進めてきています。実施の効果
が表れてきていますが、必要に応
じて見直ししながら、平成21年度ま
でに達成できるよう更に改革を加
速させます。

(1) 行政改革

行政は「最少の経費で最大の効
果」が求められております。これ
までも改革を進めてきましたが、
行政分野での改革には限界がある
ことからさまざまな分野との連携
により、行政の効率的かつ健全な

運営に努めてまいります。特に東川
振興公社との連携強化に努め、株
式会社の持つ持っている機能の発揮に
期待し、写真の町の人脈を活用し
た「もの、情報、お金」などの動
き拡大による会社の自立経営の推
進と行政の安定的なコスト削減化
の実現に努めます。
ア、指定管理者制度の活用拡大
イ、一部事務委託の継続
ウ、東川振興公社機能の向上への
期待(利益拡大)

(2) 健全な財政運営

財政運営は、プライムタウンづ
くりの中で定めております。「行財
政の基本的な考え方」を基調とし
て進めていきます。特に、次の財
源対策に留意して運営の健全化を
目指します。
ア、賦課したものの確実な徴収
(町税、使用料など)
イ、各種財源の導入と利活用(交
付金、助成金など)
ウ、課税客体の充実(交流と定住
人口確保、固定資産投資奨励
など)

- エ、協力金の導入(環境保全協力
金など)
- オ、職員住宅手当等の見直し
- カ、機構改革による人件費の総枠
縮減

(3) 最高の行政サービス
を提供する機関

行政サービスの提供は、基本的
に「職員と住民」の間において行
われますが、お互いに顔が良く見
える関係を推進し、相互に名前を
親しく呼び合うことができるよう
に努めます。言葉づかい、服装、
行動についても公務員としての意
識高揚を図り、住民から慕われ
愛され、かつ信頼される役場づく
りを、次の点を重点として実践し
ていきます。
ア、お客様の名前を呼ぶことがで
きる役場づくり
イ、挨拶がしつかりとできる役場
づくり
ウ、迅速かつ的確にサービスが提
供できる役場づくり

(4) 機構改革

副町長2名を配置した独自のチ
ーム制を導入しておりますが、担
当チーム内の調整、さらには両チ
ーム間調整により、職員の持つ
ている能力が最大限に発揮され、最
高の住民サービスの提供が行われ
る活力ある役場づくりを目指し
ております。チーム内には責任ある
対応ができるよう、また対外協議
が円滑に展開できるように「課」
と「室」を配置してまいります。今
までも業務のあり方を見直してき
ましたが、特定のところに過度な

「写真の町条例」「東川町情報公
開条例」「東川町個人情報保護条
例」「美しい東川の風景を守り育
てる条例」「東川町公民館条例」
「町づくり計画策定委員会条例」
「東川地区コミュニティセンター」
設置条例」「東川町交通安全条例」
「東川町廃棄物減量等推進審議会
条例」等があります。これらの整
理統合も併せて、住民と行政のパ
ートナーシップのあり方を総合的
に検討することが必要であると考
えています。議会からも具体的な
理想とする自治の姿についてご提
言を賜れば幸いです。

④企業等誘致活動の推進

- 1. 児童生徒の登下校時のバス
対策(特に冬期間)
 - 2. 高校生の下校時のバス接続
の利便対策
 - 3. 通院等への福祉的なバス充
実
 - 4. 観光的なバス運行対策
- イ、土地開発公社職員体制の充実
と宅地造成事業特別会計担当
オ、公共施設管理の一元化